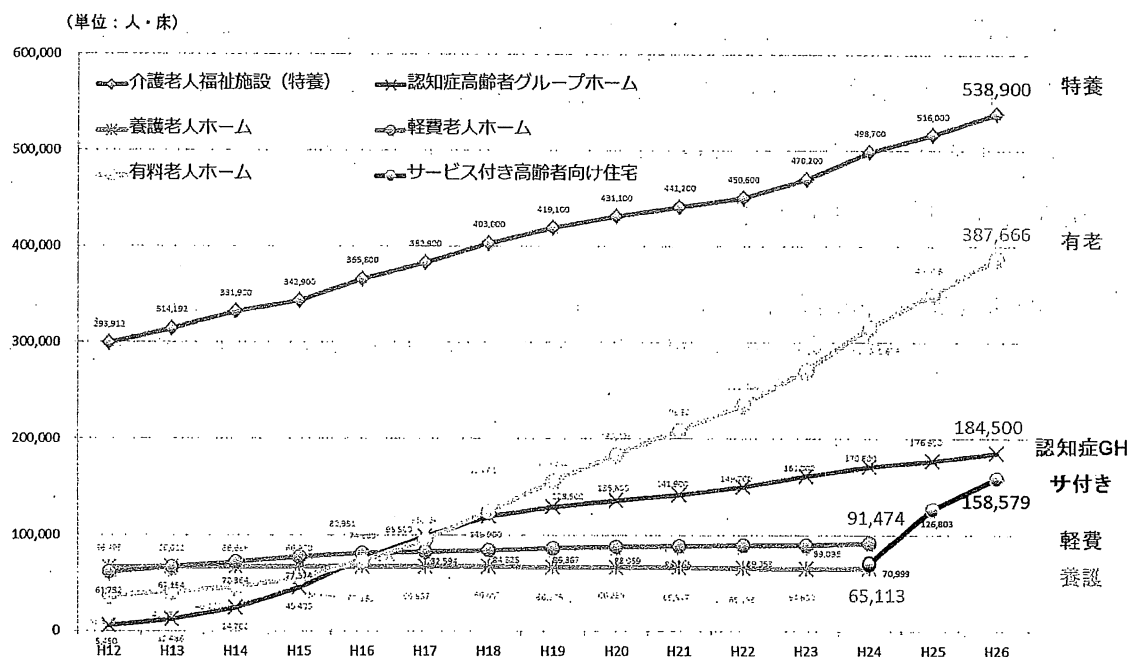


### 3. 高齢者向け住まいの適切な供給について

平成23年の高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の改正によって創設されたサービス付き高齢者向け住宅や、有料老人ホームなど的高齢者向け住まいについては、近年、急激に増加しており、平成26年時点で、約55万人に相当する居住の場が供給されている。



また、これら的高齢者向け住まいにおいては、介護保険における「特定施設入居者生活介護」の給付を受けて「特定施設」として自ら介護を提供する役割を有する住まいがある一方で、訪問介護や通所介護などの外部の居宅サービス等との連携を強化している住まいも増えているなど、その内容は多様化している。

今後、各自治体においては、こうした高齢者向け住まいの多様性を把握しつつ、地域の実情に応じた供給の支援と適切な指導に取り組んでいただきたい。

#### (1) 高齢者向け住まいの実態について

本年度においては、「高齢者向け住まいが果たしている機能・役割等に関する実態調査」（老健事業）により、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の実態調査を実施した。今回の調査においては、以下のような項目を集計しており、

その結果は参考資料のとおりである。

- ・施設の概要（法人種別、規模など）
- ・施設のサービス提供体制（職員体制、介護保険サービス施設の状況など）
- ・入居者の状況（要介護度、年齢、認知症の自立度など）
- ・介護サービスの利用状況

本年3月には報告書もまとめられる予定であるため、高齢者向け住まいにおける実態を適確に把握し、その動向を見極めながら、今後の施策に活用していただきたい。

## （2）有料老人ホームの届出について

これまで累次にわたり有料老人ホームの届出促進、適切な指導監督を求めてきたところであるが、「有料老人ホームを対象とした指導の強化について」（平成26年7月3日付老高発0703第1号）でも周知したように、依然として、有料老人ホームの届出手続が進んでいない実態が見受けられる。一方で、未届件数の増加は、自治体における実態把握が進展している結果とも考えられる。関係自治体に置かれては、引き続き、「有料老人ホームの届出促進等に関する総合的な取り組みの徹底について」（平成19年3月20日付厚生労働省老健局計画課長、振興課長通知）等を踏まえ、関係機関と連携して、届出促進のための取組の一層の徹底をお願いしたい。

また、「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」（平成14年7月18日付老発第0718003号厚生労働省老健局長通知）を参考に、各自治体において作成している指導指針に基づき行政指導に取り組んでいただいているところである。一方で、有料老人ホーム事業者の中には、この指針への適合が義務であると解釈することで、既存建築物などの利用が困難になることを懸念し、本来の義務である設置の届出を行っていないなどの指摘もある。しかしながら、食事の提供など、老人福祉法の定義に該当するものはいずれも有料老人ホームとして取り扱われるものであることから、以下の①～③を念頭に、事業の実態に基づいて、適切に有料老人ホームの存在を把握するよう努めていただきたい。

#### ①届出によって有料老人ホームとなるわけではない

- 「届出」がなくても、①入居サービスと②介護等サービス（食事の提供、介護の提供、家事の供与、健康管理のいずれか）を満たしている施設は、老人福祉法上の「有料老人ホーム」である。
- 従って、未届けの状態であっても、事業者が希望するかどうかに関わらず、老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定に則り、有料老人ホームに対する指導監督を行うことが可能。

#### ②入居者の人数は関係ない

- 以前は「10人以上」という要件があったが、平成18年度の老人福祉法の改正によって撤廃されているので注意が必要である。

#### ③サービス提供の一体性に留意

- 有料老人ホームの要件は、①入居サービスと②介護等サービスの「一体的な提供」が行われていることにあるので、①の事業者と②の事業者が別々であっても、両者に委託関係があったり、経営上の一体性が認められたりする施設については、有料老人ホームに該当する。
- なお、複数の法人が協同して一体的な経営を行っている場合については、必ずしも特定の一の法人を「設置者」として扱わなければならないものではなく、複数の法人がいずれも「設置者」に該当するものとして取扱い、事業内容に改善の必要がある場合などは、改善に係る指導の内容に応じて、適宜、個別の法人において対応を図るように求めることが適切である。

なお、有料老人ホームの届出義務が適切に遵守されていない事例が見受けられることに加えて、近年では、入居者が自由に居宅サービス等を選ぶことを阻害していると疑われる事案や、有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅に対する指導に困難を抱えている自治体もあることから、今般、有料老人ホーム設置運営標準指導指針の見直しを進めているところである。

### (3) 高齢者向け住まいにおけるサービス提供のあり方について

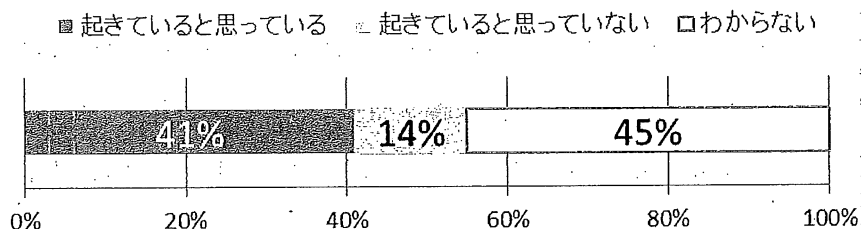
本年度においては、「高齢者向け住まいを対象としたサービス提供のあり方に関する調査研究事業」（老健事業）により、高齢者向け住まいと外部サービスとの連携方法に関する課題点や工夫点について実態を把握し、今後のあり方について有識者による委員会で検討していただいている。

本事業の一環で、介護保険サービスの提供に関して想定される課題について、各地方自治体の意識調査等をアンケートにより実施したところであるが、本事業の実施主体から各自治体に対して昨年12月に送付した暫定集計の結果は以下のとおりである。本年3月には報告書もまとめられる予定であるため、他の自治体における問題意識などを共有し、今後の施策に活用していただきたい。

#### 【自治体アンケート（暫定集計）の結果概要】

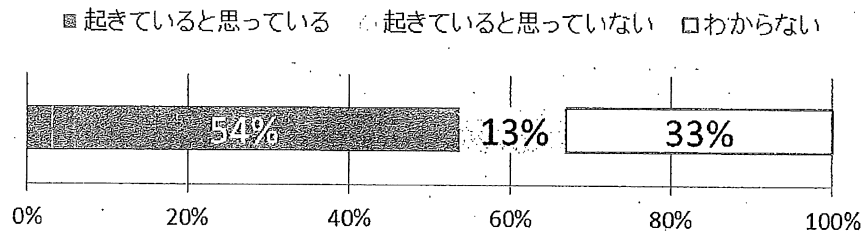
##### ① 入居者による介護支援専門員の選択の自由

高齢者向け住まいの運営事業者が、その入居者に対し、運営事業者と同一の法人が運営する居宅介護支援事業所の利用を強要し、入居者によるケアマネジャー選択の自由が阻害されているという課題が、疑いも含めて起きているか。



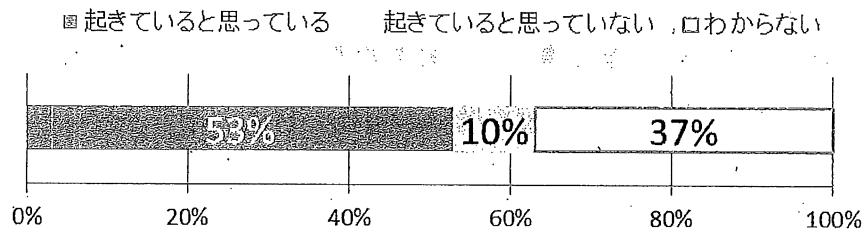
##### ② 入居者による介護サービス事業所の選択の自由

運営事業者が入居者に対し、同一法人が運営する介護サービス事業所（居宅介護支援事業所を除く）の利用を強要し、入居者による介護サービス事業所選択の自由が阻害されているという課題が、疑いも含めて起きているか。



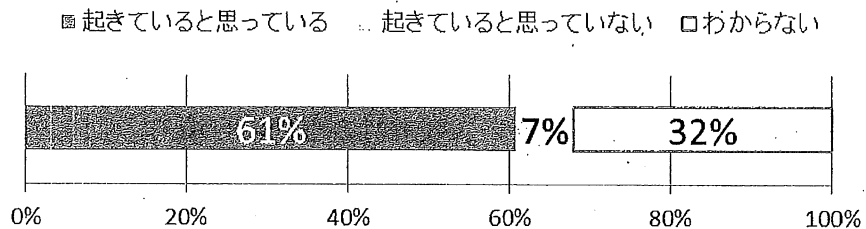
③ 過剰・過小な介護保険サービスの提供の防止（適正サービスの確保）

高齢者向け住まいの入居者について、入居者本人の状況に即したケアプランが作成されず、過剰・過小なサービスが提供されている課題が、疑いも含めて起きているか。



④ 高齢者向け住まいの運営事業者が提供するサービスと介護保険サービスの切り分けについて

高齢者向け住まいの入居者に対し、高齢者向け住まいの運営事業者が提供するサービス（基本サービス、介護サービス、生活支援サービス等）と介護保険サービスの切り分けが適切に行われていない課題が、疑いも含めて起きているか。



（4）低所得高齢者等住まい・生活支援の推進について

平成 26 年度より、自立した生活を送ることが困難な低所得・低資産の高齢者を対象に、空家等を活用した住まいの支援や見守りなどの生活支援を行う事業、さらに、これらの取組みを広域的に行うための仕組み作りを支援するための事業を「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」として実施しており、8自治体において活用いただいているところである。平成 27 年度予算案においても引き続き、モデル事業として 1.1 億円を計上している。平成 27 年度の事業実施については、予算の成立に合わせて改めて事前協議書の提出を依頼する予定であるが、管内の社会福祉法人・NPO 法人等を通じて低所得高齢者等に対する支援を計画している都道府県及び市町村におかれては、本事業の積極的な活用に向けて検討を進めるようお願いする。

なお、本事業と併せて、低所得高齢者等を支援する取組が全国で展開されるよう、取組内容等の情報交換や普及啓発のための取組について、別途、平成 26 年度の老健事業を活用して調査研究を行っているところであり、今後の取組の参考としていただけるよう、本年 3 月にはとりまとめを行うとともに、平成 26 年度に本事業に取り組んでいる地方自治体の実施状況等を発表するシンポジウムを行う予定である。

参考 シンポジウム「地域善隣事業全国大会」

- ・開催日：平成 27 年 3 月 4 日(水) 午後 1 時～5 時 30 分
- ・会場：全電通労働会館多目的ホール（お茶の水）